

令和7(2025)年度

「栃木県 奨学のための給付金（私立）」の御案内

授業料以外の教育費の負担を軽減するための、返済不要の給付金です。

裏面のシートを確認し、対象となる方は申請書一式を学校に提出してください。

対象

★令和7(2025)年7月1日現在で次の全てに該当する場合

- ① 保護者等が栃木県内に住所があること
- ② 生活保護（生業扶助）を受給している、
または保護者等全員の市町村民税・道府県民税所得割が非課税であること
- ③ 「高等学校等就学支援金」の支給対象校に在学していること
- ④ 「高等学校等就学支援金」の受給資格があること

※なお、②に該当しない場合でも、家計急変により収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められるときは、「家計急変世帯」として申請ができます。各学校にお問合せください。



給付額		区分	給付額
1 生活保護受給世帯（生業扶助を受けている世帯）			52,600円
2 非課税世帯	（1）全日制		152,000円
	（2）通信制		52,100円

※ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合にあって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、81,000円を加算

★申請方法

申請書を学校から受け取り、必要事項を記入し、添付書類と併せて、学校に提出してください。

★支給方法

支給決定後、指定された保護者等の口座に振り込まれます。

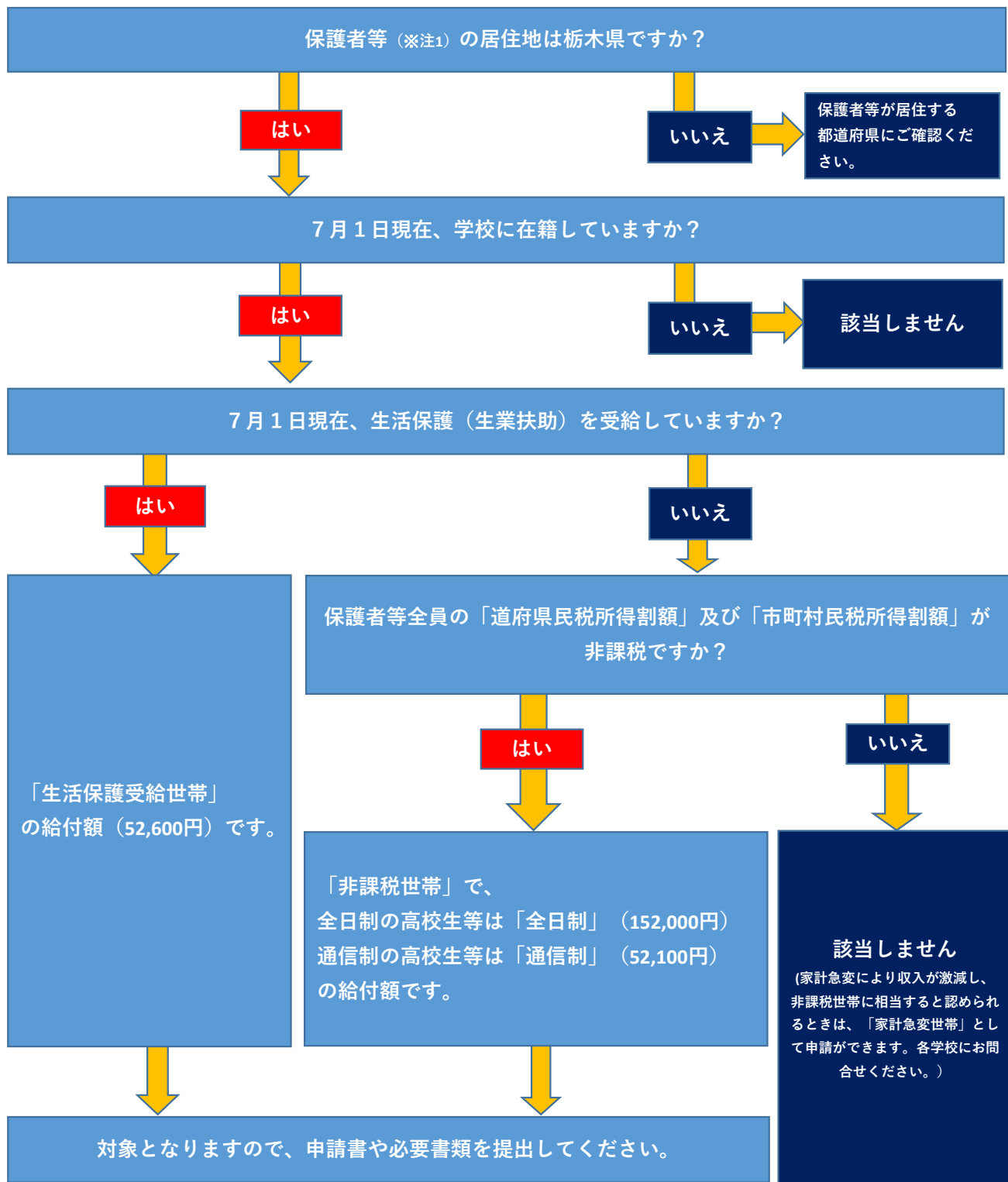
（時期：12月頃）

※学校に代理受領の委任状を提出した場合、学校納付金の未納に充当されます。

★お問い合わせ先

- ・申請に関すること：通学している学校
- ・制度に関すること：栃木県 経営管理部 文書学事課 私学・宗教法人担当
(TEL 028-623-2056)

栃木県奨学のための給付金（私立） 給付対象・給付額 確認シート



給付額（年額）

（※注2）

	全日制	通信制
生活保護受給世帯	52,600円	
非課税世帯	152,000円	52,100円

注1) 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは未成年後見人（未成年後見人がいないときは生計維持者））を指します。ただし、対象生徒が在学中に成人した場合は、父母または生徒の生計を維持している者を指します。

注2) 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合にあって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、81,000円を加算します。

○提出書類

【生活保護（生業扶助）受給世帯の場合】

- 1 受給申請書（様式第1号－1、第1号－2）…5ページ・7ページ
- 2 振込口座指定申出書（様式第2号）…11ページ
記入のうえ、通帳のコピーを貼って提出してください。
- 3 生活保護（生業扶助）を受給していることを証する書類 …13ページ
担当の福祉事務所に13ページの「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」の記入を依頼して、証明を受けた書類（原本）
※13ページの様式での証明が難しい場合は、「生業扶助（高等学校等就学費）」を受給していることがわかる証明書を添付してください。

※災害により喪失・毀損した制服を再購入した場合は、「制服が災害等で喪失・毀損したことを確認するための罹災証明書等の公的書類」及び「制服の再購入に係る誓約書及び高校生等が通う高等学校等による制服の再購入に係る証明書（様式第11号）」の提出が必要です。様式は県ホームページに掲載しています。

提出する前に確認してください

- ☐ 申請書にチェック漏れ、記入漏れはありませんか。
- ☐ 「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」の原本が添付されていますか。
- ☐ 給付金の振込希望口座の通帳のコピーが添付されていますか。
- ☐ 振込希望口座は、申請者の名義ですか。



【お問い合わせ先】

- ・申請に関すること：通学している私立学校
- ・制度に関すること：栃木県 経営管理部 文書学事課 私学・宗教法人担当
TEL 028-623-2056
受付時間 平日8時30分～17時15分

【栃木県ホームページ】

「私立高等学校等に通学される場合の支援制度について」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/b05/shigaku-syugakusien.html>

【生活保護（生業扶助）受給世帯以外の 道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯の場合】

☞「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」が非課税（０円）の世帯が申請できます。非課税であるかは、以下の書類で確認できます。

- ・会社などに勤務している方は、勤務先から配布される「市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書」
- ・自営業の方は市町村から送付される「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」
- ・市町村長発行の課税(非課税)証明書

※「均等割額」が課税されていても、「所得割額」が０円であれば申請できます。

なお、海外赴任等で日本国内に住所がなく、保護者等全員の課税証明書等を提出できない場合は支給対象外となります。

1 受給申請書（様式第１号－１、第１号－２）…５ページ・７ページ

2 非課税世帯であることが確認できる書類

保護者等全員の次の①②③いずれかの書類を添付してください。

- ① 市町村長発行の「令和７(2025)年課税(非課税)証明書」
- ② 「令和７(2025)年度市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書」の写し
- ③ 「令和７(2025)年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」の写し

3 振込口座指定申出書（様式第２号）…１１ページ

記入のうえ、**通帳のコピーを貼って**提出してください。

※保護者がいない場合は、高校生等の扶養状況が確認できる書類又は「扶養誓約書（様式第１０号）」の提出が必要です。様式は県ホームページに掲載しています。

※災害により喪失・毀損した制服を再購入した場合は、「制服が災害等で喪失・毀損したことを確認するための罹災証明書等の公的書類」及び「制服の再購入に係る誓約書及び高校生等が通う高等学校等による制服の再購入に係る証明書（様式第１１号）」の提出が必要です。様式は県ホームページに掲載しています。

提出する前に確認してください

- 申請書にチェック漏れ、記入漏れはありませんか。
- 生活保護（生業扶助）受給世帯ではない旨、□にチェックしましたか。
- 給付金の振込希望口座の通帳のコピーが添付されていますか。
- 振込希望口座は、申請者の名義ですか。



令和 年 月 日

栃木県知事 様

栃木県奨学のための給付金(私立)受給申請書

! 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金(私立)の受給を申請します。

申請者住所等 ※1	〒	ふりがな	
	※2 TEL — —	申請者氏名 (保護者等)	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・ 高校生等本人・その他()		

※1「大字」のつく町名は省略せず記入してください。

※2携帯電話など日中連絡のつく電話番号を記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名								
在学 する 学校	学校の名称	私立						
	在学期間	始期	年 月 日から			終期	(退学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで	
過去の高等学校等 における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			
	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名								
在学 する 学校	学校の名称	私立						
	在学期間	始期	年 月 日から			終期	(退学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで	
過去の高等学校等 における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			
	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
					なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			

記入例

栃木県知事 様

基準日(7月1日)以降の
日付を記入してください

令和 7 年 7 月 20 日

栃木県奨学のための給付金(私立)受給申請書

! 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。

内容を確認の上、チェック
を付けてください

栃木県奨学のための給付金(私立)の受給を申請します。

申請者住所等 ※1	〒 320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 ※2 TEL 090-0000-0000	ふりがな 申請者氏名 (保護者等)	とちぎ たろう 栃木 太郎
高校生等との関係	親権者 未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・ 高校生等本人・その他()		

※1「大字」のつく町名は省略せず記入してください。

※2携帯電話など日中連絡のつく電話番号を記入してください。

【対象となる高校生等について】

日中連絡のつく電話番号を記入してください

ふりがな	とちぎ じろう		生年月日	昭和 平成	20 年 6 月 15 日
氏名	栃木 二郎				
在学する学校	学校の名称	私立	とちまる高等学校		
	在学期間	始期	令和7年 4月 1日から	終期	(退学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	立	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	学校の種類・課程・学科 高等学校全日制
	学校名	立	立	年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科
					在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐
					在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

過去に在籍した学校がある場合は記入してください

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年 月 日
氏名					
在学する学校	学校の名称	私立	この欄は、対象となる高校生等が同一の学校に複数いる場合に使用してください		
	在学期間	始期	年 月 日から	終期	(退学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名	立	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
					在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
					在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【保護者等の収入等の状況について】(1)～(3)の該当する□にレ点を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐ 親権者（両親）2名分
②	☐ 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ☐ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ☐ ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐ 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ☐ ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ☐ ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐ 高校生等本人 ☐ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ ○所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

☞ (2) 又は (3) に該当する場合、**必ず**下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【保護者等の収入等の状況について】(1)～(3)の該当する□にレ点を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☒	親権者（両親）2名分
		親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
②	☐	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ ○所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

☞ (2) 又は (3) に該当する場合、**必ず**下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、7月1日現在において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

- ヘ 生計維持者とは、次の者をいう。
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

振込口座指定申出書

給付金の振込を希望する口座について記入し、**金融機関名、口座番号、口座名義人（カタカナ）**が分かる**通帳（見開き部分）のコピー**を添付してください。
振込口座は、**申請者名義の口座を指定してください。**

申請者氏名：

【振込を希望する金融機関】 ※申請者名義の口座を記入してください

金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号						
銀行 金庫 組合	支店 支社 出張所	普通 当座							

口座名義人（申請者）＜カナ＞ 通帳のカナ名義を確認の上、記入してください。（左詰め）

[illegible]

ここに、通帳のコピーを貼り付けてください。

(金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人が記載されている部分)



※ネットバンキングの場合は、金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人が分かる部分（キャッシュカードや口座情報画面のコピー等）を貼り付けてください。

生活保護(生業扶助)受給者のみ提出

＜この用紙に証明を受けてください＞

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

令和 年 月 日

(市町福祉事務所長等による記名・押印)

印

次の世帯が、令和7(2025)年7月1日現在、生活保護法第36条の規定による「生業扶助(高等学校等就学費)」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所
-------	----

世帯員氏名

氏名	続柄	生年月日	保護開始年月日

証明書の使用目的

栃木県奨学のための給付金(私立)受給申請のため